

市原特別支援学校つるまい風の丘分校 学校いじめ防止基本方針

基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の人権と、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

市原特別支援学校つるまい風の丘分校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われているいじめを知りながら放置することがないように、生徒の理解を深め、いじめ防止のための対策を行う。

1 いじめに対する基本的な考え方

- ・いじめは人権侵害であり、「人間として許されない」行為であると理解させ、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ・生徒が自他を大切にすべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよういじめの未然防止・早期発見に努める。
- ・全教員が「いじめはどこの学校でも、どの学級でも起こりうる」という認識を持ち、いじめは絶対に許されない行為であるという認識を学校全体に行き渡させる。

2 学校におけるいじめ防止のための体制

「いじめ対策委員会」

いじめに対する特化した委員会として、いじめの未然防止活動、発生時対応、事後指導を行う。

メンバー

校長、副校長、分校主事、分校教務主任、教育相談、養護教諭

生徒指導主事、生徒指導部いじめ対策担当、学年主任

分校PTA会長（外部委員）

3 いじめ防止のための取り組み

- ・全ての生徒に起きる可能性があるものとして日常的に学級でいじめの防止について触れていく。
- ・毎月1回以上いじめ防止のための全校集会・学年集会を開催し学校も社会もいじめを絶対に許さないことを生徒に指導する。
- ・4月の終わりと9月の初めに「いじめ防止週間」を設け、生徒自身にいじめについて考えさせる。
- ・インターネットを通じて行われるいじめについて、何がいじめになるのかを道徳の授業や集会等で理解させて発生を防止する。
- ・早期発見のために生徒のささいな変化も注意を払い、気づいた情報を確実に共有するため、情報を生徒指導部いじめ対策担当が「生徒情報掲示板」に毎日集約する。対応が必要な案件に関しては副校長、分校主事、生徒指導主事、学年主任、担任で対応を考えて翌日からの指導にあたる。
- ・生徒を対象にいじめアンケートを5月、10月、2月に実施し職員が生徒同士のふざけあい等にも注意を払っていく。

- ・教員の目の届かない時間や場所が無いように使っていない教室等を施錠する。
- ・ショートホームルーム前および昼休みに問題行動の起こりやすい更衣室付近に職員を配置する。
- ・最寄りの駅およびバス停の登下校の様子を週一回は見回りする。
- ・いじめおよびいじめの前兆を目撃した生徒が職員にすぐ報告するよう指導する。

4月 いじめ防止週間	9月 いじめ防止週間	1月 全校集会
5月 いじめアンケート	10月 いじめアンケート	2月 いじめアンケート
6月 学年集会	11月 学年集会	3月 全校集会
7月 全校集会	12月 全校集会	

4 いじめに対する措置

- ・職員や保護者は、生徒から相談を受け、いじめの事実があると思われるときは適切な措置を取る。
- ・いじめの疑いがあるときは速やかにいじめの有無を確認し、その結果を校長が千葉県教育委員会に報告する。
- ・いじめが確認された場合はいじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた生徒・保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導またはその保護者への助言を継続的に行う。
- ・必要な場合はいじめを行った生徒に対して別室で学習させる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は所轄警察署と連携して対処する。また生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報する。
- ・校長および教員はいじめを行ってる生徒に対し教育上必要があると認める場合は、適切に懲戒を加える。
- ・いじめをした生徒には、今後いじめをすることが無いように学校全体で指導する。
- ・重大事案（生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合）の場合は県教育委員会に報告して、その後の対応について協議をする。

5 いじめ防止に関する評価

いじめを隠ぺいせず、いじめに実態把握及びいじめに対する措置を適切におこなうことができたかを評価するために、学校評価の中に次の項目を加え、毎年その取り組みを評価する。

- ア、 いじめを早期発見するための取り組みに関すること。
- イ、 いじめが再発しないための取り組みに関すること。